

令和7年度

介護保険サービス事業者等及び
障害福祉サービス事業者等
集団指導

認知症対応型共同生活介護
(看護) 小規模多機能型居宅介護
編

介護保険サービス 入所・入居系

令和7年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況

2 各種お知らせ等

3 サービス別資料（指摘事例、よくある質問）

- ・全サービス共通
- ・認知症対応型共同生活介護、（看護）小規模多機能型居宅介護（P77）
- ・（地域密着型）介護老人福祉施設・短期入所生活介護
- ・介護老人保健施設、短期入所療養介護
- ・（地域密着型）特定施設入居者生活介護・有料老人ホーム

運営指導における指摘事例（運営推進会議の実施）

おおむね2月に1回以上の運営推進会議が開催されていなかった。

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

運営推進会議の合同開催の注意点

運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えることとともに、外部評価を行う運営推進会議は単独開催で行うこと

重要事項説明書

第三者評価の実施状況についての記載もれ（運営指導での指摘事項）

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書に、提供するサービスの第三者評価の実施状況についての記載がなかった。

内容及び手続の説明及び同意

「サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程に規定する運営規程の概要（重要な事項に関する規程の概要）、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。」

○「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項」とは
事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービス提供を受けることについて、同意を得てください。

看取り介護加算①

よくある質問と回答

死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合、事業所内で看取り介護を直接行っていた日数で、かつ、45日以内等の要件該当期間については、看取り介護加算を算定できるとなっているが、この場合の「自宅へ戻ったり」「医療機関へ入院したり」は、契約継続が前提なのでしょうか。

考え方：地密留意第2の6（7）より

⑨看取り介護加算は、利用者が死亡した場合に、死亡日を含めて45日を上限として、事業所において行った看取り介護を評価するものである。死亡前に自宅へ戻ったり、医療機関へ入院したりした後、自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが、その際には、事業所において看取り介護を直接行っていない退去した日の翌日から死亡日までの間は算定できない。

看取り介護加算②

考え方：地密留意第2の6（7）より

⑩事業所を退去等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退去等する際、退去等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ておくことが必要である。

回答

看取り介護加算の考え方とは、看取り介護ケアとして提供したサービスの対価として支給されるものであることから、契約終了後だとしても、契約中のサービスに対する対価の請求は可能。

看取り介護加算②

考え方：地密留意第2の6（7）より

⑩事業所を退去等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、事業所に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため、利用者が退去等する際、退去等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合がある。退去等をした後の算定を想定しており、契約の継続性によることを説明し、文書にて同意を得ておかなければならぬものといえる。

回答

看取り介護加算の考え方とは、看取り介護ケアとして提供したサービスの対価として支給されるものであることから、契約終了後だとしても、契約中のサービスに対する対価の請求は可能。

看取り介護の実施にあたっては、看取りに関する指針が定められている必要があります。医師が回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を利用者又はその家族等に対して、説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての同意が必要となります。なお、定期的に看取りに関する職員研修を行い、看取り介護の体制を整備することにも注意が必要です。

おわりに

資料等確認報告について

以上で、令和7年度「介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導」を終わります。

最後に、「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。
資料等確認報告をもって、令和7年度の集団指導への出席とします。

【介護保険サービス事業者等】令和7年度集団指導資料等確認報告（指導監査課）

<https://ttzk.graffer.jp/city-funabashi/smart-apply/apply-procedure/2309042903374972807>

ご視聴いただき、ありがとうございました。